

# 平成23年度国民健康保険税

平成23年度国民健康保険税(国保税)の税率は、昨年度と同率となりましたが、課税限度額が表1のとおり変わりました。

表1. 平成23年度の国保税率

区 分		平成23年度	前年度との比較	
応能割	所得割	医 療 分	5.94 %	同 率
		後期高齢者支援金分	1.86 %	〃
		介護納付金分	1.60 %	〃
	資産割	医 療 分	27.48 %	〃
		後期高齢者支援金分	7.02 %	〃
		介護納付金分	7.77 %	〃
応益割	均等割	医 療 分	18,900円	同 額
		後期高齢者支援金分	5,700円	〃
		介護納付金分	7,900円	〃
	平等割	医 療 分	21,900円	〃
		後期高齢者支援金分	6,500円	〃
		介護納付金分	5,400円	〃
課税限度額	医 療 分	510,000円	1万円の増額	
	後期高齢者支援金分	140,000円	〃	
	介護納付金分	120,000円	2万円の増額	

※退職被保険者分の税額も同じです。

## ◎表の見方

### 【応能割】

- ・所得割…前年度の総所得に応じた割合で算出される額。
- ・資産割…資産(土地や家屋などの固定資産税額)に応じた割合で算出される額。

### 【応益割】

- ・均等割…世帯の加入者の人数に応じて算出される額。
- ・平等割…どの世帯も同額で割り当てられる額。

### 【医療分】

加入するすべての世帯に課税されます。

### 【後期高齢者支援金分】

加入するすべての世帯に課税されます。

### 【介護納付金分】

40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。

表2. 国保税納期一覧

期別	納付期限
1期	8月1日(月)
2期	8月31日(水)
3期	9月30日(金)
4期	10月31日(月)
5期	11月30日(水)
6期	12月26日(月)
7期	1月31日(火)
8期	2月29日(水)

## あなたの健康を支える国保

国民健康保険(国保)は、加入している皆さんが病气やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担していただきながら運営している医療保険制度です。

## 国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するためにその年度に見込まれる総医療費などから、国や県などの負担分(補助金など)を差し引いた残りの費用を、各世帯単位で負担していただくことになっていきます。

加入している皆さんから負担していただく国保税が、重要な財源となっていますので、忘れずに納付しましょう。

なお納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付しますので、各期の納付期限内に納付をお願いします。

関町民生課  
関 務 課  
☎72-6932  
☎72-6933